

# 子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置の見直し

- 子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置の見直しについては、「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」において、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。」されていることを踏まえ、検討を行った。
- 前回までの議論を踏まえ、以下の方向性で見直すこととしてはどうか。

## 見直しの方向性

- 平成30年度より、以下のいずれかの方法により、見直しを行うこととしてはどうか。

【案1】見直し対象は未就学児までとする。

【案2】見直し対象は未就学児までとし、何らかの一部負担金や所得制限を設けている場合に限定するものとする。

※ いずれの場合も、見直しにより生じた財源については、各自治体において、更なる助成の拡大ではなく他の少子化対策の拡充に充てることが求められる。

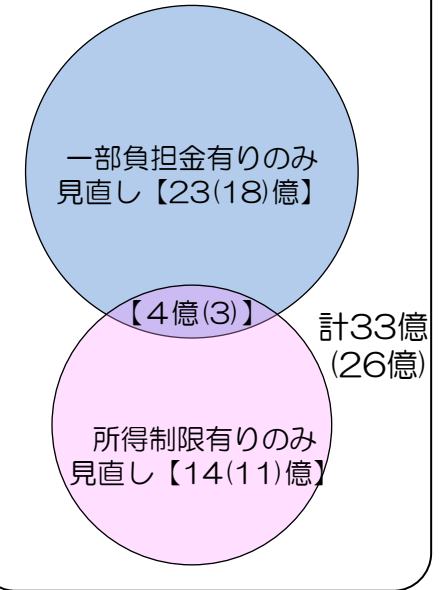
# 減額調整措置見直しの影響額試算（公費ベース）

（億円）

	3歳未満	未就学児	小学生以下	中学生以下
減額調整措置(子ども)を無条件に廃止した場合	44 (国費35・県費9)	75 (国費60・県費15)	100 (国費80・県費20)	113 (国費90・県費23)
医療費助成に一部負担金を設けている場合について、減額調整措置を廃止した場合	13 (国費10・県費3)	23 (国費18・県費5)	31 (国費25・県費6)	35 (国費28・県費7)
医療費助成に所得制限を設けている場合について、減額調整措置を廃止した場合	7 (国費6・県費1)	14 (国費11・県費3)	20 (国費16・県費4)	23 (国費18・県費5)
医療費助成に一部負担金を設けており、かつ、所得制限を設けている場合について、減額調整措置を廃止した場合	2 (国費2・県費0.4)	4 (国費3・県費1)	6 (国費5・県費1)	7 (国費6・県費1)

【未就学の影響額について】

無条件に見直し【75(60)億】



※括弧内は国費ベース

## 【試算の共通前提】

- 減額調整措置を無条件に廃止した場合の影響額については、平成26年度の減額調整措置の実績である未就学児約75億円、小学生以上38億円（公費ベース。国：県は4：1として試算）を使用。また、未就学児については医療費を用いて3歳未満と3歳以上の未就学児に按分し、小学生以上については、高校生以上の減額調整措置の額を0円と仮定し、被保険者数を用いて小学生と中学生に按分。
  - 減額調整措置を一部範囲で廃止した場合の影響額については、医療費助成の内容によらず被保険者1人当たりの減額調整措置の額が均一だと仮定し、被保険者数で按分（※）することで計算。
- ※ 減額調整措置の額を入院と外来に分けることが困難であること等を踏まえ、ここでは入院における医療費助成に係る被保険者数を使用して按分している。